

地域共生社会とは

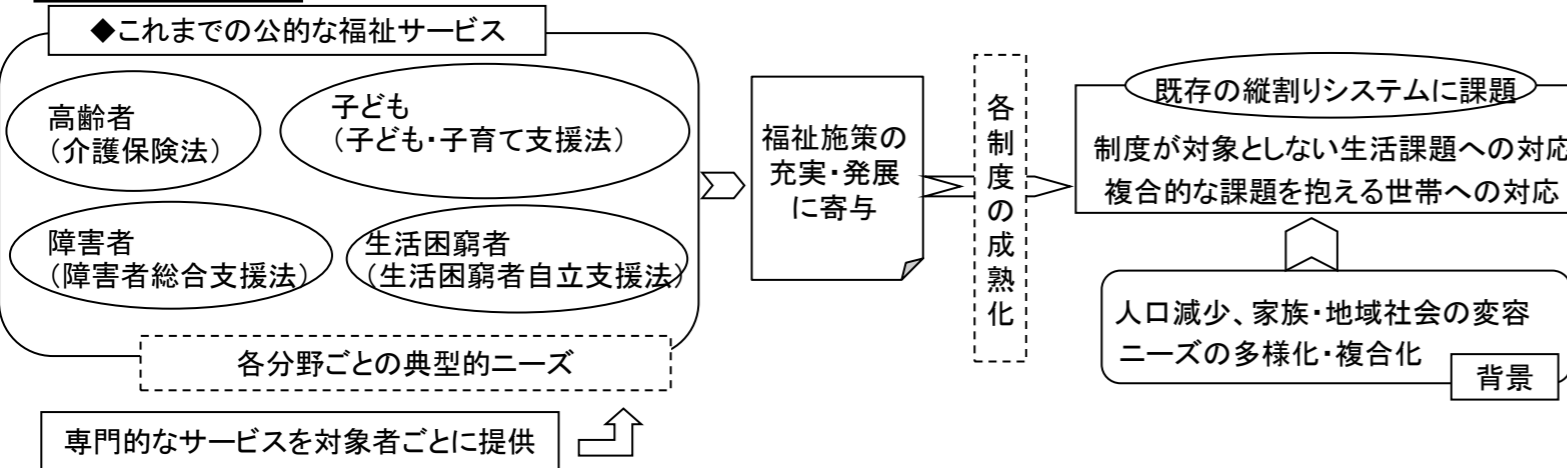
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの

地域共生社会に係る国の取組み状況

◆『ニッポン一億総活躍プラン』において「地域共生社会」の実現提唱(H28.6.2閣議決定)

◆「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置(H28.7.15)

現状と課題



<体制> 厚生労働大臣(本部長)

<取組> 地域力強化検討会(WG)設置、会議開催(H29.8までに10回実施)

<成果> 『「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)』の取り纏め(H29.2.7)

改革の背景と方向性

- ◆公的支援の『縦割り』から『丸ごと』へ転換
 - 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
 - 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供
- ◆『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換
 - 住民の誰もが役割を持つことで、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
 - 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- ① 住民相互の支え合い機能を強化、**公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】**
- ② 複合課題に対応する**包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】**
- ③ **地域福祉計画の充実【29年制度改革】**
- ④

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

介護保険法等改正に反映

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- ① 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

◆社会福祉法改正

- (1) 地域福祉推進及びサービス提供体制確保等の責務(第4条2項、第6条2項の追加)
- (2) 包括的支援体制の整備(第106条の3の追加)
 - ① 地域福祉を推進するための環境の整備
 - ② 地域住民等が相互に相談に応じ、関係機関に協力を求める体制整備
 - ③ 関係機関連携による一体的かつ計画的な支援を行う体制整備【社会福祉法に基づく市町村における包括的支援体制の整備に関する指針(H29.12.12)】
- (3) ④ 地域福祉計画の充実(第107条の改正)【地域福祉計画の策定ガイドライン改訂(H29.12.12)】

◇「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業(国のモデル事業)

- (1) 「我が事」の地域づくり(第106条の3第1項第1号)
- (2) 「丸ごと」の地域づくり(第106条の3第1項第2号)
- (3) 総合的な相談支援体制づくり(第106条の3第1項第3号)

※地域福祉の推進に向けた地域住民等のインフォーマル活動の充実、その促進に向けた市町村の各般の措置実施の努力義務の法定化と認識